

国別登録簿の仕組み

- ・京都議定書上のクレジット(AAU、CER、ERU、RMU)の発行、保有、移転、獲得、取消、償却は、附属書I国が設置する「国別登録簿」によって管理される(我が国は経済産業省及び環境省が登録簿管理者となっている)。
 - ・政府、民間事業者等はそれぞれ保有口座を持ち、クレジットの保有、他の口座への移転等を行うことができる。
- ※京都議定書の約束達成に用られたと認められるのは、償却口座に移転されたクレジットのみ。

国別登録簿と約束達成の仕組み

